

2025

12月号
December

事業所内で回覧・掲示をお願いします

協会けんぽだより

協会けんぽ岐阜支部

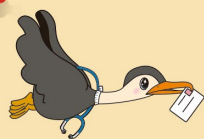
ルーシー

協会けんぽ岐阜支部
マスコットキャラクター

鶴飼さん

12/24(水)
16:00~21:00
〈会場〉下呂温泉街
※雨天中止

12月の行事:下呂市「Love and Peace キャンドルイルミネーション in 下呂温泉」

今月のスマホ壁紙
ダウンロードはこちら!医療費のお知らせをお送りします
／ 今回の送付が最後です ／協会けんぽでは、加入者の皆様に健康に対する関心を高めていただくため、
年に1回「医療費のお知らせ」をお送りしています。

- 送付先** 事業所（任意継続被保険者の方はご自宅）
※事業所のご担当者様へお願い **開封せず従業員様へお渡しください。**
- 発送時期** 令和8年1月13日から1月23日にかけて順次発送
- 対象期間** 令和6年9月から令和7年8月の間に医療機関等で受診された分



医療費控除の確定申告の際に「医療費のお知らせ」を添付することで、「医療費控除の明細書」の記載を簡略化できます。
※今回お送りする「医療費のお知らせ」に記載のない期間（令和7年9月から12月分）については、医療機関等からの領収書に基づき「医療費控除の明細書」を作成してください。

「医療費のお知らせ」は**今回の送付を最後に終了**します

マイナポータル等のデジタル化の進展に伴い、
毎年お送りしています「医療費のお知らせ」は**今回の送付を最後に終了**します。

ご自身の医療費情報の確認はマイナポータルをぜひご利用ください。

なお、来年度以降、送付を希望される場合はご本人様から
「医療費のお知らせ依頼書」をご提出いただくことにより、送付する予定です。

「医療費のお知らせ」
についてはこちらから医療費控除の確定申告は、**マイナポータル連携が便利**です!

マイナ保険証の利用登録後、マイナポータルと国税庁のe-Taxを連携することで、
医療費情報を申告書に自動入力できます。



年末年始の医療機関への受診は割増料金がかかります

年末年始をはじめ医療機関が表示している診療時間外（一部診療時間内を含む）に受診すると、
通常の診察料に加えて割増料金がかかります。緊急を要する場合を除き、診療時間内に受診しましょう!

休日や夜間のお子さまの症状で困ったときは... **こども医療でんわ相談「#8000」**

#8000をプッシュすることで、小児科医師・看護師から適切な対処等のアドバイスを受けられます。

※受付時間（岐阜県） 平日：18時から翌朝8時、土日祝・年末年始：8時から翌朝8時（24時間）



全国健康保険協会 岐阜支部
協会けんぽ

〒500-8667 岐阜市橋本町2丁目8 濃飛ニッセイビル 14階

☎058-255-5155(代表)

協会けんぽ岐阜

🔍 検索

受付時間 8:30~17:15（土日祝・年末年始除く）

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/gifu/>

年に一度の健診をまだ受診されていない方へ 協会けんぽのお得な健診をご紹介します！

※お得な健診のご利用は年度内(4/1～3/31)で1回です。

●生活習慣病予防健診(一般健診)

対象者	35歳～74歳の被保険者(ご本人)様
自己負担額	5,282円
健診項目	基本的な健診項目(身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図検査など) +胃がん・肺がん・大腸がん検診 (胃部エックス線検査、胸部エックス線検査、便潜血反応検査)

上記の一般健診に付加健診(腹部超音波検査、眼底検査など6種)や乳がん・子宮頸がん検診を追加でき、お得に受けられます！

※対象年齢が一般健診と異なりますので、ご注意ください。



生活習慣病
予防健診の詳細
(項目・対象年齢等)は
こちら

●特定健診(ご利用には4月にお送りしている受診券が必要です)

対象者	40歳～74歳の被扶養者(ご家族)様
自己負担額	一部の医療機関で無料(自己負担額は医療機関によって異なります)
健診項目	基本的な健診項目(身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査など)

他にも、協会けんぽ主催の無料集団健診『おてがる健診』があります。
ノベルティや無料検査が受けられる会場もございますので、お買い物や外出
ついでに、ぜひご利用ください！



特定健診の詳細
(項目・会場等)は
こちら

健診を受診する際は、マイナ保険証等※以下のいずれかの証書をご持参ください。
(令和7年12月2日以降、健康保険証は使用できません)

※①マイナ保険証、②マイナ保険証+資格情報のお知らせ(カードリーダーが利用できない場合)、③資格確認書

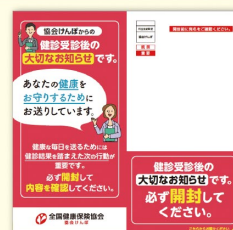
医療機関への受診が必要な方へご案内をお送りしています

生活習慣病は自覚症状がないまま徐々に進行するため、治療をせずに放置すると、心疾患等が発症する
リスクが高まります。健診結果から医療機関へ受診が必要と判定された場合は、早期に受診しましょう。

健診結果(血圧、血糖、脂質)で「要治療」「要精密検査」と判定され
ながら医療機関を受診していない方に対して、概ね健診受診の半年後に
ご自宅へ右のご案内をお送りしています。

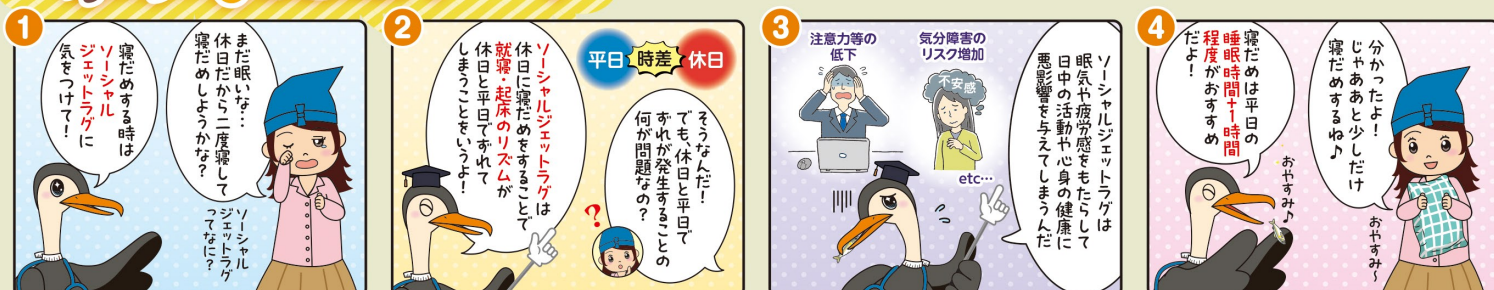
事業主さまへのお願い

従業員様のご自宅へ協会けんぽから案内が届くことがありますので、
早期に受診するよう周知をお願いいたします。



鵜飼さん&ルーシーの健康トーク

【第8回】社会的時差ぼけ『ソーシャルジェットラグ』とは？



平日の睡眠時間が短くても休日の睡眠時間が長い人は、死亡リスクが増加しないという研究結果もあります。上手に寝だめをして健康リスクを減らしましょう！